

令和4年度

**第21期第12回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和4年10月12日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和4年10月12日(水) 午前10時から11時35分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 協議事項1 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について
- 2 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(内水面)について
- 3 報告事項2 令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について
- 4 報告事項3 令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について
- 5 その他(1) 第11回委員会(令和4年6月3日)における意見について
 - ア コイの放流に関する事
 - イ 漁業権に関する事
 - ウ あゆ産卵期のゴロ引きに関する事(2) 次回の委員会日程等について

出席委員

浅尾 和 司 大瀬 公 司 笠見 和 彦 井上 亜 貴 加治佐 隆光
三輪 理 河村 功 一 金岩 稔
(※ 斜体字 : Web 出席)

欠席委員

垣 外 昇 中 本 恵 二

事務局

事務局長 林 茂 幸
主幹 増 田 健
主査 葛 西 学

行政

(三重県農林水産部水産振興課)
(養殖振興班)
主任 矢 野 央 樹
(三重県農林水産部水産資源管理課)
(漁業調整班)
主任 中 瀬 優

傍聴者

なし

計 13 名

○浅尾会長

おはようございます。それでは、ただ今から第 21 期第 12 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席委員が 2 名で Web 参加を含め出席委員が 8 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、大瀬職務代理者、井上委員にお願いします。

それでは協議事項 1 「令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について、大まかな流れを説明させていただきます。

まず、報告事項 2 にあります令和 4 年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会において、第 4 号議案である令和 4 年度提案書案が本年 6 月に承認されました。その令和 4 年度提案を 7 月に行い、関係省庁からの回答が報告事項 3 にございます。そして、その回答を受けて、全国内水面漁場管理委員会連合会事務局から令和 5 年度の提案項目の素案が 9 月に示され、その内容につきまして本日協議していただくものであります。

従いまして、報告事項 2、報告事項 3、協議事項 1 の順に併せて説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○浅尾会長

併せて説明してください。

○事務局（葛西主査）

それでは、まず資料 3 をご覧ください。

令和 4 年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の報告です。3-1 ページが総会次第です。8 議事に 4 つの議案があり、その内容は 3-2 ページから 3-27 ページになります。

3-28 ページをご覧ください。令和 4 年 6 月 6 日付けで全国内水面漁場管理委員会連合会会長から今年度の通常総会資料の送付とともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催で行うことの通知と書面表決書の提出依頼がありました。

3-29 ページのとおり、6 月 10 日に浅尾会長に書面表決書を記入していただき、連合会会長へ提出させていただきました。

3-30 ページをご覧ください。6 月 30 日付けで連合会会長から通常総会の開催結果通知があり、3-31 ページのとおり、第 4 号議案「令和 4 年度提案書案について」をはじめ、4 つの議案すべてが全会員一致で承認されました。内容について少し説明をさせていただきます。3-17 ページからの令和 4 年度提案書案について昨年の委員会において協議していただき、当委員会からの意見として出している箇所があります。3-20 ページをご覧ください。

ださい。「Ⅱ魚病対策について」の記の1、アンダーラインが変更された部分で、「まん延防止のため……」の前に「エドワジエラ・イクタルリ症については、」が入っていましたが、冷水病についても後半部分がかかるよう「エドワジエラ・イクタルリ症については、」を削除するよう要望を出し、この提案書に反映されています。

また、3-2ページから3-4ページにあります全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について、3-3ページのとおり、令和4年度の負担金が13万円から3万円減額されて年額10万円となりました。これは、新型コロナウイルスの感染拡大により、総会等の書面開催や中止が相次いだことにより、繰越金が大幅に増大していることによるものです。

続きまして、資料4をご覧ください。通常総会で承認されました令和4年度提案を7月に関係省庁へ行き、その回答をとりまとめた通知が4-1ページのとおり連合会会長からあり、回答内容の詳細は4-2ページから4-19ページのとおりです。

この関係省庁からの回答を受け、資料1になりますが9月に連合会事務局から令和5年度の提案項目の素案が1-1ページから1-18ページのとおり示されました。

1-1ページを例として構成を説明します。上段に令和5年度提案趣旨が書かれており、その下の左側が令和5年度の各提案項目、右側に資料4の中央省庁の回答と状況等が参考として転記されています。

提案項目作成にあたっての考え方が1-19ページにあります。ここには、内水面をとりまく現状が厳しくなるにつれ、提案項目数が平成17年度の14項目から平成27年度の34項目へと増加の一途を辿ったこと。内容が膨大になれば提案の趣旨がぼやけ、実効性に欠ける恐れがあるため適宜見直しを行い、令和4年度は29項目となっていること。必要に迫られ提案されているもので項目数の削減は難しいこと。そのため、令和5年度の提案項目は、「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、検討をお願いしたいとなっており、中央省庁からの回答を受け、令和5年度の提案項目が示されていますが令和4年度提案では、成果が得られず課題が残ったと判断されたのか、令和5年度の提案項目は、提案趣旨に時点修正があるのみで、令和4年度提案と同じ内容になっています。

また、併せて1-20ページから1-28ページにあるとおり、例年実施されている提案項目に関するアンケート調査の依頼が来ています。こちらは、現在、関係機関及び各漁協へ照会させていただいているところです。後日、全国のアンケート結果が発表された際に、委員会で報告させていただく予定です。

なお、全国の状況などを意見交換する場として、全国の委員会の委員や職員が参加する研修会がありますが新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、令和2年度、令和3年度に続き、今年度も中止するとの通知が10月6日付けで連合会事務局研修会担当の兵庫県からありました。

令和5年度の提案項目に戻ります。1-29ページが取りまとめスケジュールです。3各ブロック協議会にあるとおり、中日本ブロック協議会幹事の愛知県へ意見を提出し、中日本ブロックとして意見を決定し、全国内水面漁場管理委員会連合会へ報告します。その後は、第2回漁場管理対策検討会、第2回役員会、令和5年度通常総会を経て、令和5年6月又は7月に各省庁に対し、提案行動を実施する流れとなっています。

令和5年度提案項目素案に関するご協議をよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ありがとうございます。それでは、ただいま説明のありました令和5年度提案項目素案について、何かご意見はございませんか。

○金岩委員

提案の前に令和4年度提案のアユの冷水病のところ、令和3年度に25都道府県の天然水域で冷水病が発生しているなかに三重県も入っているんですね。

○水産振興課（矢野主任）

昨年度のアンケート調査からこの数字は出てきているので、含まれているはずだと思います。

○金岩委員

ここには平成13年から15年頃のピークに比べて低減していると書かれているんですけど、三重県においても同じような認識なんですか。

○水産振興課（矢野主任）

今、平成13年から15年の冷水病の発生件数を把握していないので、現時点ではわからないです。

○金岩委員

僕も数字として持つてゐるわけではないんですけど、少なくとも近年、この5年から6年位を考えると、一番のピークよりは当然下がっています。しかし、減少し続けてる訳でもなく、下げ止まっているのは何年位からなのかもわからないんですけども、農林水産省の全国の認識よりも三重県の状況は悪い気がしています。もしそうであるならば、農水省の回答は毎年同じような回答なんですけども、この回答に対する意見を令和5年度提案のなかに考慮いただけたら良いのではと思います。

○浅尾会長

この令和4年度の回答に対する意見を入れたら良いということですかね。具体的にはどうすれば良いでしょうか。

○金岩委員

具体的には、農水省の回答は毎年同じような見解ですけど、その見解というのは全国統一じゃなくて、もうちょっと個々の都道府県の状況や実状に合わせたような対応をしてほしいという要望であれば良いんですけど、具体的にどこにどのようなことをすべきか今すぐにはアイデアはないです。

○浅尾会長

どういう文言で入れるのが良いのでしょうか。他の委員の皆さん、ご意見はありませんか。

○金岩委員

例えば、治療薬も天然環境で使えるような治療薬ではないわけですよ。天然環境における冷水病の発生時に速やかに発生を抑制する方策を確立することが望まれていると思うんです。

それがそういう方向に結局なってなくて、種苗センターなどで発生した時にどうするかっていう位でしか対応が出来てない。だからその部分に関して、農水省としても試験機関とかに、もっと具体的に言うと予算配分して、ちゃんとやってほしいなという要望を出せたら良いかなと思うんです。三輪委員、現実的には難しいのでしょうか。

○三輪委員

私共は農水省から依頼を受けて対策を考える側になるんですけど、今はアイデアがないんですよ。こういうことをやれば、もしかしたら冷水病が治まるんじゃないかっていうアイデアがあれば、それを試すために予算を付けることは可能なんですけども、アイデアがないのに予算だけ付けられても何やったら良いのか分からない。正直申し上げると養殖場なら色々出来ることはまだあるのかもしれないけども、それでも難しい。我々はずっと養殖場における冷水病の発生をどうするかとやってきたんですけど、今のところ天然河川だと、私を含めてこうやったら冷水病は治まるんじゃないかっていう仮説がないんです。あればそれを試してみることが出来るんですけど、今の状況では仕事のしようがない。そのため私にはちょっと思い浮かばないですね。

○金岩委員

例えば、天然環境において季節的に一旦収まっているにも関わらず、同じ水系で冷水病を持ち込んでいないと思われるのにまた発生する状況もあるわけです。そういう時にいったいどこに菌が在るのかという冷水病菌のPCR検査や環境DNA検査などが出来ないのでしょうか。つまり防御策というより、現状どういう形で冷水病の発生原因があるのかが分かってないと思うんです。そこをはっきりさせない限り天然水系における冷水病を防ぐのは無理だと思うんですよ。そのため発生原因の解明に注力してほしいと思うんです。

○三輪委員

なるほど、それはひとつのアイデアだと思います。実はこれまでもそれらはやられて来ているんですよ。県の方々が中心になって、河川のセジメントやコケなどを採って冷水病の検査をしている。それで見つかる場合もあれば、見つからない場合もあり、あんまりはっきりした結果はないんですよ。

冷水病は一旦無くなる。無くなったように見えるにも関わらず出てくる。ひとつの原因として、恐らくですがかなり確実なのは、おとりで持込まれることなんですよ。

各県も当然その可能性を考えて、各漁協に漁場に持ち込まないようにと言ってるんですけど、それでもどこまで守ってくれてるのか良くわかんないんです。

それでもやはり可能性があるとして一生懸命セジメント採って、高感度の PCR 検査をしてもバクテリアは基本細胞 1 個あればそこから増えてきちゃいますから、PCR 検査で無いからといっても必ずしも無いとは言えないんです。だから、なかなかはっきりとした結果が出ないのが現状です。

そのため、金岩委員のおっしゃるように、そういうことをやることは可能だと思いますが、それでどれだけ確実な結果が出るかというのは何とも言えないですね。今までもやられてきた結果から考えて、なかなかそれで冷水病の動態を出すことは難しいかなって気はします。ただ、もちろんやることは可能ですね。

○金岩委員

画面共有しても良いですか。三輪委員には「釈迦に説法」で申し訳ないんですけど、これは三輪委員がお話していた環境 DNA 解析で、河川において冷水病菌がどのように分布しているか等を調べるプロジェクトが長良川と揖斐川で行われたものです。水産学会の論文からですけど、これで見ると 17 年 7 月から 18 年 9 月までの調査で環境 DNA とアユの DNA の結果が出ています。そうするとアユが全然いなくなる冬の間にも冷水病菌が河川内にたくさんいることが分かった。だけどこれがどういう形で保持されているのかって仕組みがあまり分かってない。また、7 月とか水温が高くなれば冷水病菌の活性がすごく下がるのでほとんど見られなくなっても、今度 9 月とかそういう時期に増えてくる。9 月頃になると友釣りはほとんどされておらず、この時期ではおとりからの可能性は低いと思うんで、それ以外でどこかで保持されている仕組みが河川内にも有るのでは、と予想しています。

このようなことを全国でやってかないと、この一河川の例でしたら終わってしまいます。全国規模の河川単位で同じような手法、ある程度確立した手法を使って調べていけば、全国的な冷水病の保持機構みたいなのが見られるのかなと思いますし、あと冬の間の冷水病菌の環境 DNA の量がそのままバクテリアの量になるとは思ってないんですけど、その年の感染予報なども出来るのかなと期待しています。そういうことを全国的にやろうと思うなら、農林水産省が主導してやってもらわないことには出来ないのかな、と思っています。そういうことを漁業者側からの要望として出せたら良いのではと考えています。

以上です。

○浅尾会長

大変貴重なご意見、ありがとうございます。金岩委員が言われた調査は、発生予防や発生予想といったところでも効果は有ると思いますので、これはぜひそういうことも盛り込みたいと思うんですが、今どういう文言にしたら良いか思い浮かばないので、事務局で考えていただくことは出来ますか。

○金岩委員

作文とかが必要なのであればご協力します。どういう形でやるべきかを僕は分かってない部分があるので、事務局と相談させていただければと思います。

この場では漁業者委員や遊漁者代表の皆さま方に、このような提案をすることについてご意見いただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○浅尾会長

今の金岩委員のご意見に他の方はどうでしょうか。

○三輪委員

私はそれで良いかと思います。作文する段階でもしそういうことを入れ込むのであれば、「冷水病対策の基礎資料とする為に冷水病の病原体の河川内での生態調査を全国的に行うようにする。」ような文言でよろしいんじゃないでしょうか。これはもうちょっと具体的に考えていただければと思います。

もうひとつちなみになんですけど、冷水病菌にはいくつかタイプがあり、一般的な PCR 検査で検出される冷水病菌が必ずしもアユの病原体じゃないんです。アユに病気をおこさせるものと、フナやオイカワ、コイなどに 10℃以下の時、特に 5℃以下の非常に低い水温で大量死をおこさせるタイプがあります。アユの冷水病菌のタイプとは全然違って、フナやコイに病気をおこさせるタイプは、アユに病原性はあんまり無いんですよ。今までの研究でアユに病原性がある菌は、フナやオイカワなどにはあんまり病原性が無いことが解ってきています。どういう PCR 検査をするかによってですけども、それがアユの病原体とは限らない。その辺を区別できる良い PCR 検査が出来ているのか、私も詳しくは知らないんで調べてみないと分からないのですが、そういう問題があると思います。

実際、冷水病菌によってフナやコイの大量へい死が時々起きるんです。

○浅尾会長

ありがとうございます。そのタイプははっきり分かれていますか。

○三輪委員

タイプは、はっきり分かれていますよね。今まで採られたもので行われている試験では、そのような結果が出ています。

○金岩委員

僕も環境 DNA の感度が冷水病のタイプまで見分けられているのか分からないんですけど、もし分かりましたら、三輪委員に教えていただきたいと思います。お願いします。

○三輪委員

はい。

○事務局（林事務局長）

ただ今ご提案いただきましたアユの冷水病について、当委員会として新たな提案をして行くことでよろしかったでしょうか。

○金岩委員

新たなものにするのか、どこかの提案に入れるのか事務局で、どちらが適切かを考えていただけたらと思います。

○事務局（林事務局長）

それでは、この提案についてご発言いただきました金岩委員、三輪委員、また、学識委員の皆さまとも相談させていただきながら案を作成したうえで、各委員の皆さまにご意見をいただいて提出することよろしいでしょうか。

○浅尾会長

今、事務局から進め方について提案がありましたが、そういう方向で進めさせていただいてよろしいですか。

皆さんご意見がないようですので、事務局が言われたように進めていただきたいと思います。

それでは協議事項1については、今のご意見を踏まえて案を作成し、皆さまにもう一度了承をいただいたうえで中日本ブロック協議会の幹事県である愛知県へ提出したいと思えます。

続きまして報告事項1「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（内水面）について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2をご覧ください。2-1 ページのとおり、令和4年8月17日付け、農林水第24-4147号で三重県農林水産部長から「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（内水面）について」、報告がありました。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

この報告は、令和2年12月施行の漁業法から、年一回ずつ漁業権免許権者から県に報告書を提出していただき、委員会に報告するものです。

2-2 ページが共同漁業権における資源管理の状況等の報告として各漁協から提出いただきました原本を取りまとめたもので、詳細は次のページです。漁業法が改正されたことにより、漁業権者が漁場を適切かつ有効に行使しているかどうかなどについて報告していただくこととなっております。

その報告が適切かつ有効であるとの判断基準として、義務放流等の状況、行使規則の遵守状況、増殖実態や遊漁券の販売状況、カワウ対策、河川の清掃等、漁場を守るために行っている取組について確認させていただくものとなっております。これら提出いただいた内容を基に、適切かつ有効に漁場を使っているかを県で判断することとなっております。検証させていただいた結果、特に問題なしとの確認が来ています。

説明は以上です。

○浅尾会長

ありがとうございます。ただいまの説明のありましたことについて、何かご意見はございませんか。

○金岩委員

銚子川漁協にはなぜ免許番号が2つあるんですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

銚子川漁協には船津川水系と銚子川水系と2本離れた河川に免許がありますので、2つ漁業権があります。

○金岩委員

河川が違うからですか。わかりました。ありがとうございます。

○浅尾会長

他にご意見ございませんか。

それでは続きまして、その他事項(1)「第11回委員会(令和4年6月3日)における意見について」まず、「ア コイの放流に関する事」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料5をご覧ください。令和4年6月3日に開催されました第11回委員会において、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について、ご審議いただき5-1ページから5-3ページのとおり委員会指示を告示いたしました。

ご審議の中で、「今年の3月に伊勢市内において、地元住民グループがコイを200匹放流した報道があったが委員会として事実を把握しているか。それと委員会指示を出すだけでなく、情報収集できる仕組み作りとこのようなグループに対して何らかの働きかけをすべき。」とのご意見をいただきました。

その場では、「委員会事務局としては、その事実は把握していませんでした。」と回答させていただいたところですが、委員会終了後、確認したところ、伊勢市から事前に水産振興課へ情報提供があったことがわかりました。伊勢市担当者からは、「市に住民有志グループからコイを放流したい旨の連絡が入った。」とのことでしたので、水産振興課は伊勢市担当者に対し、「委員会指示の内容を説明し、放流には制限があること。指示に違反すると罰則が科せられる場合もあること。生態系への影響などを考えるとおすすめしないことを相手方へ伝えてください。」と依頼したとのことでした。

また、伊勢市のホームページには、委員会指示によりコイの放流には制限があることなど、コイヘルペスウイルス病のお知らせを掲載いただいています。

今後は、水産振興課とコイヘルペスウイルス病に関する情報の共有に努めてまいります。事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいま説明のありましたことについて、なにかご意見ございませんか。

意見がないようですので、続きまして、その他事項(1)の「イ 漁業権に関する事」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

「香肌峡漁協の解散に伴う、漁業権の空白地帯について、他の漁協に管理してもらうことはできないのか。」とのご意見をいただいておりますので、水産資源管理課に確認をいたしました。5-4ページから5-5ページの漁業法の抜粋をご覧ください。漁業法第72条の免許についての適格性において、漁業権者になれる者が決まっており、同法第168条において、漁業権者は当該河川の水産動植物の増殖義務を負うこととなっています。

委員の皆様にもご参加いただきました今年度の漁業権ヒアリングの際においても、県から櫛田川河川漁協、櫛田川上流漁協に漁業権拡大の意向を打診しましたが、両漁協とも義務放流量をはじめとする様々な負担や課題が大きいことを理由に、旧香肌峡漁協漁場の免許を要望しませんでした。

また、香肌峡漁協解散の際、組合指導においても両漁協にもヒアリングを行っており、漁場拡大を希望しないことを聞いているとのことでした。このことは、内水面漁連にも確認済みとのことでした。

漁業権の性質上、県は漁協等から漁業権免許の要望があり、法に定められた義務を果たす漁協等に免許するものであり、逆に漁業権の免許を強要できるものではないとのことでした。

なお、令和3年3月の県議会において、「上下または隣接する漁協に資源の管理権だけでも与えてはどうか」との提案がございましたが、県からは「漁業権は当該内水面において、水産動植物の増殖と生育環境の保全及び改善に努める義務を果たすことで免許されるため、義務放流等の負担なく、管理権だけを与えることは法的に困難であることから、空白地帯の管理については、関係内水面漁協において、漁業権漁場の拡大等をしていただくことが最も適切である」と回答されています。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ありがとうございます。ただいまの説明のありましたことについて、何かご意見はございませんか。

○金岩委員

こういった状況になってしまったのは本当に残念なことであります。漁協が解散した時に、これをこの委員会から求められるかどうかは分からないんですけど、知事の諮問機関なんて言っても問題ないと思うんですけど、解散したその区域に関する県の河川管理の方針をどのようにしていくのか聞きたい。今後も解散する河川が出てくる可能性があると思うんですけど、その時ごとに対应的にやるのではなくて、漁協が解散した場合には県はどういう方針に基づいて、その水域を管理していくのかをきちんと示すことを要求したいと思

います。

○浅尾会長

そういう方針はあるんですかね。水産資源管理課はどうですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

当課で管理させていただいているのは、基本的に漁業権に基づくものです。総合的な管理がどの範囲を示されているのか分からないのですが、河川工事等も含めてという理解でよろしいでしょうか。

○金岩委員

そうですね、河川環境や水利環境であったり、そういったものをどのように管理していくのか。一級河川と二級河川で変わってくると思うんですけど、それを漁協が代替的に漁業権を行使する一環としてやってきた部分はあると思うんですよ。周辺環境の維持であったり、管理であったり、そういったものを漁協が無くなれば状況は変わるわけですから、その河川環境の管理方針も当然変わるべきであろうと思いますので、県はそれをどのように変更させていくつもりなのかをお聞きしたいです。

○水産資源管理課（中瀬主任）

漁業権がなくなった後の河川そのものの管理という意味ですと当方では答えられないので、河川管理部局の方針等を確認させていただいたうえで、ご紹介できるかと思います。

○金岩委員

いや、紹介していただくこともそうなんですけど、委員会としてそういうものが必要になるのではないかという意見を出したいなと思います。

○浅尾会長

漁協が担っているのは、河川全体からは水産資源に関することだと思うんです。あとの河川の一般的な管理は漁協のあるなしに関係なく、県が管理していると思うんですが。例えば、いろんな法令で不法投棄があればそれを制限、禁止する法令もありますし、災害とかにも関わる法令とかもあると思うんです。

金岩委員の言われるのは、水産資源に関することを今後どうするのかを県が方針を定めてはどうかということですか。

○金岩委員

水産資源が生態的に維持できるような河川環境の維持も水産資源の維持の時には義務として発生しています。河川環境の維持の部分は、河川法における河川管理の部分にも、河川環境の維持にも義務がありますので、その部分は漁協が在れば代替していると考えられます。漁協が無くなればそれは代替されなくなるわけですから、その部分に関して県は新たにどうするのかを考えていかなければ、いけないのではないのでしょうか。

○浅尾会長

今の意見について水産資源管理課はどうですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

繰り返しになりますが、河川の生物は漁業権があるから管理している状況と、漁業権が無くなった場合の河川の管理は別のものと思います。生物の関係も含めた河川管理者としての考えということでしょうか。

○金岩委員

具体的にいえば香肌峡のことです。香肌峡の水産資源の生物生息環境が維持されなかった時に、上流や下流がその義務を遂行しようとしても不可能ですよね。その義務を定めているのは県側であって、河川環境、例えば、香肌峡が物凄く水質的にか自然環境的に荒廃してしまった時には、その周辺の連続する水系への影響っていうのはあるわけですよ。それはじゃあ今まで通りの義務を遂行できるようにするのは、どこがどうするのかって話ですよ。他の漁業権の無い河川と同じ管理で、連続している水系の生息環境が維持出来るのか。それとも出来ないのであるならば、やはり県側が他の河川と違って、周辺に漁業権を有してる団体があるのですから、それに応じたような管理をする必要があるのではないかと。つまり漁業権の行使義務を付帯させてるわけですから、それを義務として遂行できるように県側が状況を整えるべきだろうと思います。

○浅尾会長

河川環境の管理という面においては、漁業権の有無に関わらず、そういうことは当然県が行っていると思うんですが、特に金岩委員は香肌峡のことを言われてるわけですかね。

○金岩委員

香肌峡が一番わかりやすい例ですけどね。他の河川だってどうせ伊勢湾で通じてるわけですから他の河川に影響が無いとは言えないと思いますけど、そこまでは間接的な影響ですから分かりやすくもないし、そういうこと言うつもりはないですけど、香肌峡に関しては少なくとも直接的につながっており、鈴鹿川みたいな形で解散したのとはわけが違うと思います。

○事務局（林事務局長）

ただいまの提案について、県に対する提案、要望はいかなるものでも出来るものだと思います。ただし、内水面漁場管理委員会としてとなりますと、当委員会は漁業法などに基づき設置されており、例えば先程ご発言のなかにありました河川法に関係するようなところについて触れることは、委員会の立場的にどうなのか不安に思うところがございます。

○金岩委員

それは理解できます。ですから香肌峡の問題が一番やっかいな問題であって、漁業権を

許可して義務を課してる県側が、漁業権を有していない水系でそれも直接的に連続している水系のところで管理がされないような部分が出た時に、じゃあ誰がどのように管理していくかっていうことを県がその義務が無いというならば、それはそれでいいんですが、立場は示してもらいたいと思うんです。

僕はこの先どんどんこのような事例は増えてくると思い、連続水系で解散してしまう漁協が出た時に、どういうふうに県は対応していくのか考えておいてもらわないといけないし、適切な対応はしてほしいっていうことは、漁業者側の漁業権を行使していく条件を満たしていくためにも必要だと思います。

例えば、こんな事態にはならないと思うんですが、もっと下流の産卵場付近の漁協が解散した時に、産卵場所、天然産卵とかそういったものの環境維持を行うことなく、上流漁協だけで本当に増殖対象魚の生殖環境の維持の義務が出来るのか。それは本当に種苗放流だけで良いのか。そういったところも含めて、県は考えていくべきだと思います。それは漁業法という法律のそのものの主旨の部分で、内水面漁業は漁獲圧とかそういったものに弱いため増殖義務を設定しており、その増殖義務は改正漁業法に基づくと天然個体群の維持というのが少なくとも入っているんであろうと僕は理解しています。

海面だともろそう書いてあるんですが、内水面とかはそれが微妙なんです。香肌峡には、産卵場が在ると思わないんですけど、それでも連続してる水域であることは間違いないわけであって、どの天然遡上のあゆも櫛田川上流漁協の水域に香肌峡のエリアを通過してしか来られないので、その環境の維持は県側としては何も保障しないのに上流漁協に資源個体群の維持を義務付けるっていうのは、どうなのかなと思います。

○浅尾会長

漁業権が無くなることで、その水域が無法地帯みたいになることをご心配されてるんでしょうか。

○金岩委員

そうですね、無法地帯になることも心配してますし、水生生物の生息環境として周辺環境に悪影響を与えるような劣化がおきる可能性を危惧しています。

○浅尾会長

それを県としてはどうするのかを問うておられるのですね。

○金岩委員

はい、県としてはその状況はしょうがない、別に県としては何もしないという方針なのか、それともそここのところもサポートして県としては漁業生産の行える河川の維持にも積極的に関わっていくのかどうか。そういう面で言うのであれば、この委員会から意見を申しても良いのではないかと思います。

○浅尾会長

このことについては、水産資源管理課も含めまして事務局で可能かどうか、検討してい

ただけますか。

○事務局（林事務局長）

ただいまのご意見を伺っていますと、県に対して意見を聞く場合、関係する部署がかなり広い気がしました。

知事と水産関係団体が意見を交換する場があり、おそらく内水面漁連も出席されていると思います。直接委員会からではございませんが、そのような場で知事に漁業者の代表から伺っていただくことが出来ることを紹介させていただきます。

○金岩委員

そういう場があることは承知していますが、残念ながら櫛田川上流漁協は内水面漁連のメンバーではないので、今のお話の中で一番影響受けそうな漁協はその場にはいないんじゃないかと思います。

○加治佐委員

私詳しくはないんですが、関心があったので漁協がつぶれそうな時、どうしたかってみたいのをインターネットで検索したんです。ひとつの事例だと思いますけど、漁協ではなく何か協議会のようなものを作って、そこのところでは市長に頭になっていただいて、漁業者以外の方も加わって河川を漁場として守るようなものを作りましたという話が出てきたんですね。ですので似た事例についての情報を集めたり、また、地元で流してもらいなど、知事がいる場かどうかはわかりませんが、情報交換する場を県の側としてどこかの機会で設けていただくのはありかなという気はしますがいかがでしょうか。

○浅尾会長

ありがとうございます。三重県では加治佐委員が言われたような事例はありますでしょうかね。漁協じゃなくて協議会や守る会などの団体が法的にどういう位置づけなのかはわかりませんが。

○金岩委員

服部川が解散する時に守る会とか名前が何になったか憶えてないんですけど、それが出来て今もその会が主催で元々漁業権対象種であったあまごの放流を続けていて、そこを中心に河川環境の維持活動みたいなことをやっています。ただ、協議会となると櫛田川にも櫛田川流域治水協議会とかがありまして、それはどちらかという治水系の協議会なんですよね。それと国土交通省における河川の管理は水生生物の保護には目標に掲げておらず、治水管理の目標なのでその協議会イコール水生生物の生息の維持に繋がるかっていうと疑問です。

○浅尾会長

今の服部川の管理は漁協じゃないんですね。

○金岩委員

はい。漁協を解散した時にそういう団体が出来たと聞いています。名前まで把握してないんですけど、今でもあまごの放流は続けています。

漁業権はなく、以前は服部川上流があったんですけど、そこがなくなってからの話だと思います。

○浅尾会長

放流は続けて、遊漁者に有料で釣らせているわけではないですよ。

○金岩委員

その辺ちょっと微妙なんですけどね。

○浅尾会長

微妙なんですか。

○金岩委員

僕が実際確かめたわけじゃないんですけど、日釣り券はあると聞いたりしますが、漁業権も無いのにどうしてんのかなって現状は知らないです。

○浅尾会長

それはちょっと難しいですな。ここでどうするか、どういう方向へ持っていくか、結論は出にくいんですけどどうしましょう。

○金岩委員

漁連からもそういう話はするべきですし、僕の個人的な意見ですけど、内水面漁場委員会の漁業権の管理という面でみても、接続する水系の漁業権を有している漁協があるにも関わらず、真ん中が抜けてしまうという結構特殊な例が起きた時に、県としては特殊事例とせずただそのまま放置するのか、それともこの特殊事例においては、何らかの特別な管理をしていくのであるかを考え、どちらかという特別な管理をしてほしいんです。

委員会としては、県としてしっかり考えてもらわないと困るよということを知事に諮問するのが良いかなと思っています。

○浅尾会長

金岩委員が言われました意見も含めですが、早々に結論を出すことは難しいので継続審議をしていくことでいかがでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

それでは、この件につきましては次回も協議したいと思いますのでよろしくお願ひします。

続きまして、その他事項（１）の「ウ あゆ産卵期のゴロ引きに関する事」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

あゆ産卵期のゴロ引きを禁止にできないか。それとあゆ親魚を守るための禁漁区を設定している場合、その設定が妥当か把握してほしい。との意見がございました。こちらも水産資源管理課に確認をいたしました。

まず、「ゴロ引きの制限について」、最初に用語の確認をさせていただきますと、ゴロ引きとは釣りの一種でハリスに複数の釣針をその先端又は釣針の手前に重りを付けたもの、釣竿を用いて河床に引きずりあゆ等を引っかけるものです。地域によって呼び方が異なり、ゴロ引き、ガリ、ガリ引き、ひっかけ、段引き等の呼称があるそうです。

ゴロ引きを行使規則に記載しているのは、ゴロ引きという名称では宮川漁協のみ。ガリ引きという名称では、櫛田川河川漁協、櫛田川上流漁協、宮川上流漁協、ひっかけという名称では名張川漁協、青連寺川香落漁協、長瀬太郎生川漁協、段引きという名称では熊野川の四漁協がそれぞれ記載しているとのことです。

一方、制限する側では大内山漁協のみガリ引き禁止の記載があるとのことでした。第五種共同漁業は魚種に対して免許されており、漁法の制限は各漁協の漁業権行使規則及び遊漁規則にて定めることとなっているとのことです。

5－4 ページをご覧ください。行使規則について、漁業法第 106 条において、知事が認可を行うようになっており、漁協が作成し、認可申請した行使規則については不当に差別的であると判断される以外は、基本的には認可されるものであるとのことです。また、行使規則における漁法の制限は漁協が検討するものであって、県や委員会からの指示に拠るものではありません。

一方で漁業法第 170 条に基づき、遊漁規則の認可にあたっては、知事は委員会に諮問するものであります。また、遊漁規則の規定では、遊漁を不当に制限することはできないこととなっております。こうしたことから遊漁規則での漁法制限を県等から強要することも困難であると考えられます。

続きまして、産卵場保護の妥当性についてですが、漁業法第 168 条におきまして、漁業権対象魚種の資源管理は漁業権者が行うものであるとされていることから、原則実態把握は各漁協がすべきことと考えられます。経年による産卵場の遷移について、各漁協が資源管理のための調査について希望する場合は、県水産研究所及び、各農林水産事務所が調査への協力をすることができるとのことです。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、なにかご意見はございますか。

○金岩委員

最後の法第 168 条ですけど、水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならないって書いてありますので、増殖をしているかどうかの確認は当然免許を出す県側がやるべきものだと思うんですけど、いかがでしょうか。

増殖をする場合って漁協側が今確認するべきであるという説明だったと理解したんですけども、漁協側が言ってきたことの審議を行うのは県であると思うので、その審議を行う情報は当然県が持つべきではないでしょうか。それとも漁協がやっていますと言え、それを盲目的に信じるのですか。

○浅尾会長

書類だけで免許するのかということでしょうか。この辺は水産資源管理課として実地の検査などはあるんですかね。

○水産資源管理課（中瀬主任）

基本的には法律で決まっている資源管理の状況報告をしていただいております、改めての実地確認はしてはおりません。場合によって、領収書など必要に応じてさせていただきますけども、基本的には書類で確認させていただくことになっています。

○金岩委員

例えば、産卵場の保護時にその場所が産卵場であることは漁協からの報告のみで、漁協がそういったらそうであると認めるんですか。

○浅尾会長

水産資源管理課としてはどうですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

基本的には既に過去の調査等において、この場所と確認されているということですので、その状況から変わりがなければ、こちらから提案したり何かを調査しに行くことはありません。漁協で状況が変わってきている等の確認をされるのであれば、それに対して県から水産研究所や各農林水産事務所からの調査協力を行うことは可能です。

○金岩委員

状況が過去の調査時から今変わっているか変わっていないかは、どうやって判断するんですか。状況が変わっていれば、もう一度調査する必要性が出てくるということですよ。

○水産資源管理課（中瀬主任）

漁協が判断し、漁協で調査していただくことになります。

○金岩委員

それは漁協が変わっていないと言え、そのまま盲目的に信用するということですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

そういうことになります。

○金岩委員

どうやって県側は判断するんですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

実際使っていただいている漁場の義務放流量と漁獲量等の状況等を報告いただいているので、それで特段異常な状況が発生しなければ現状の確認を取っていることになります。

○金岩委員

義務放流量は確認しやすいと思うんですけど、どちらかというとな産卵場の保護の方ですが、産卵場って河川の環境というか、流量などによって、毎年変わらないわけがないものだと思うんですね。それが毎年同じ場所を保護してるとするのは不自然な状況だと思うんですけどいかがでしょうか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

それは毎年委員会で義務放流量、目標増殖量を定めていると思うんですけど、その時点で審議されることではないでしょうか。

○金岩委員

その時にじゃあ具体的にどこを保護場所としているかという情報がないところが多いんですね。去年もそういう話題が出て、産卵場保護としての産卵場の面積の調査なんかしていただいたんですけど、少なくとも現状とそれが合致しているのかが委員会に提出されている情報だけだと判断が難しいというのが去年の状況だったと思います。その状況下で来年度以降の義務放流量を検討する際に、県側としてその保護地域としている場所が、具体的にどこであって、そこが本当に産卵場であるかということを確認してもらいたいなと思ってます。そうでなければ、それが産卵場保護として本当に効果的であるかと判断が出来ないのではないかと考えています。

来年度の目標増殖量を決定する部分の議論をする時にその情報が提示されれば良いかなと思います。

○浅尾会長

産卵場を実際に現地で確認するというのは可能ですか。水産資源管理課としてはどうですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

それは、委員会として漁協に現状があっているかどうか求めるってことですか。

○金岩委員

漁協は当然そこで保護できていると報告してきてるんですけど、委員会がそれで十分であるかどうか判断するに足る情報が欠けているのではないかと意見しています。

○水産資源管理課(中瀬主任)

委員会から漁協に対して現地調査を含めるかどうかは分かりませんが、情報を求めるということではないんですか。

○金岩委員

漁協に対して求めるのか、第三者で行うかはいろんな方法があるかと思います。

○事務局(林事務局長)

目標増殖量のことになりましたので、少し発言させていただきます。5年度目標増殖量の決定についても今後の委員会で改めてよろしくお願いします。

目標増殖量に係る増殖措置のうち、あゆについては、ほとんどの漁協が種苗購入やくみ上げ放流したものを成果、結果として実績報告いただいております、産卵のための産卵床造成は近年はなかったのではないかと思います。

○浅尾会長

ありがとうございます。金岩委員どうでしょうか。

○金岩委員

元々この話が出てきたのは、遊漁規則の改正の話ですよね。なので、どこのタイミングでどうするのかは、今は増殖量の検討のところであれば良いとの話だったのでそうしたんですけど、遊漁規則のなかで産卵場保護のためにその地域を保護するなどの規則案が示された時に、それが本当かどうか分からない。それを分かるための情報もないわけですよ。それが問題であろうというのが発端です。遊漁規則の妥当性を審議するときに十分な情報が無いのではないかなと思っています。

○浅尾会長

実態状況はその漁協が一番よく把握できていると思うので、漁協が産卵場と判断した所が産卵場だとこちらも受け止めていいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

○金岩委員

例えば、下流におけるゴロ引きですけども、産卵親魚を対象にして行う漁法で当然ですけど、産卵のために集まってきた個体じゃなかったら効率的に漁獲出来ないんですよね。その時にゴロ引き可能な水面があつてですよ、産卵場所とは違うところが保護地域になると、産卵場所でゴロ引きが出来る状況に矛盾があると思うんですよ。産卵で集約しないようなあゆはゴロ引きで獲れないですよ。下流である程度水深もあつて、それにもかかわらず保護地域だからそこは制限するって遊漁規則に書かれていて、主要な産卵場を

保護するために本当にやってるのか、それとも遊漁者を不当に差別するためにそこは禁止してるのかが判断できない。本当にそこが主要な産卵場であって遊漁者もそこを制限するために保護区域にして、そこは禁止するというのであれば妥当だと思うんですけど、そうであるかどうかという現状が把握できない。そのためには、どこら辺でどの位の産卵が本当に行われているのかという情報がないとその妥当性が判断できないんじゃないですかと言う話です。

○浅尾会長

産卵場を一河川一河川、全部調査するのはちょっと難しいように思います。漁協の申告で判断するしかないと思うんですが、それを毎年毎年調査するのは不可能に近いかなと思います。どうでしょうか。

○金岩委員

調査方法はなんぼでもあると思うんですよ。例えば、今だったら産卵期に水面上からフィルター付けたカメラでドローン飛ばせば一発で産卵行動が見られますので、産卵行動の濃淡でどこが産卵場として活発に利用されてるかっていうのは、一日、二日の調査で出来ると思います。

○浅尾会長

ここの部分はどうでしょう。実績報告など漁協の管理に委ねるしかないように思うんですが。他の委員ご意見はどうでしょうか。大瀬職務代理どうですか。

○大瀬職務代理

基本的なことを聞きたいんですが、今日の議題のその他事項の「あゆ産卵期のゴロ引きに関する事」はどういう過程で漁協から出てきたものですか。

○浅尾会長

前回委員会で金岩委員から、あゆ産卵期のゴロ引きを禁止出来ないか、という意見が出たんです。それについて、今検討させていただいているところです。

○大瀬職務代理

金岩委員が言われるように当然産卵するような所でないとゴロ引きは獲れないと思う。次年度の産卵のことを考えるのであれば、やはり各漁協が禁漁区にして保護するのが本来やと思います。

ただ、ゴロ引きをする人が少なくなったらそういう意見も通ると思いますが、遊漁者がようけおるとなかなか通らないと思います。

産卵のことを言いますと、うちなんか天然もあがってきませんし、全然関係ないんです。結局は7つくらいの河川しかないから、さっきのドローン等を使って調査することは出来ると思うんですよ。どういう形になるかわかんけど、一度調査してもらっても良いかなと思います。

こっちから言うのかどうか分かりませんが、まずは漁協が産卵のことを理解して、禁漁区としてどのように管理出来るかどうかですね。そのために、なんやったら調査してそういうことするのはひとつの手やと思います。

○浅尾会長

ありがとうございます。

水産資源管理課にお伺いしますけど、例えばドローン使って、全部の河川とは言わないですけども一河川か二河川ずつでも調査することは可能でしょうか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

少なくとも当課では持ってないですし、各農林水産事務所にそういう道具が揃っているかどうかは確認できていないので、即答はできませんが、特定の河川だけで済む話でしょうか。要はあゆの産卵魚に対する漁獲圧を調べることであれば、あゆは遡上してきますので、その河川で生まれた魚がその河川にしか上がってこないわけではないので、全県的な調査など、かなり範囲が広がってしまうのではないかと思います。特定河川だけで大丈夫でしょうか。

○浅尾会長

産卵場の調査を行うことになったら、予算もあると思うんですが、何河川かずつ調べることはどうでしょう。出来ませんか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

予算という枠組みでは、調べるための予算は確保しておりませんので、あくまでも漁協、あるいはどこかからの調査依頼を受けて、研究所や各事務所で対応できる範囲で調査させていただく形になるかと思います。

生態は詳しくないので良くわかっていないのですが、本当にその一河川だけの産卵の状況だけ確認して、そこで生まれた魚がすべて遡上するものであると考えて良いのでしょうか。

○浅尾会長

資源管理の調査を漁協が希望する場合は、水産研究所なり各農林水産事務所が協力していただけるということによろしいでしょうか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

はい、そうです。

○金岩委員

県は過去に調査したことがあるのかってということと、もし、やったことがあるならば、いつどのような方法でやったんですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

持ち帰り確認させていただきたいと思いますが、全河川的な調査ということでしょうか。

○金岩委員

過去に産卵場や生息場所の調査が行われたと聞いた記憶があるんですけど、それが具体的にどういう手法で誰がどういうふうに行ったのか知らないので教えてください。

もし、過去に行われていたのであるならば、そういうのをルーティン的に10年にいっぺんやるとか、同じ様なことを何年かおきにやっていただきたいと思います。特に免許の切替え時期でもあるんで、その時期に合わせてやるとか、別におかしなことではないのかと思います。

○浅尾会長

その辺はどうでしょうか。過去の調査の件も含めて調べていただけますか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

過去にどのような調査が行われていたのか確認させていただきます。

○金岩委員

お願いします。

○事務局（林事務局長）

事務局の立場から調査に関する補足をさせてください。例えば、委員会として直接調査を行うことが出来るかとなると、委員会に河川実地調査を行える予算はありません。

また、当委員会は知事部局とは独立していますので、当委員会から知事部局の地域機関である水産研究所や各農林水産事務所に直接調査をお願いすることは出来ませんのでよろしくお願いします。

○浅尾会長

それでは調査をお願いすることになれば、各漁協からの申し入れになるんですかね。水産資源管理課や各農林水産事務所に各漁協から申し入れがあった場合と理解してよろしいですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

そうですね。

○浅尾会長

過去の調査があったかどうか。あったとしたらどういう方法でしたのか水産資源管理課で少し調べてください。このことについては、次の委員会で報告していただきたいと思います。

他になにかございませんか。

それでは続きまして、その他事項（２）次回委員会日程等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

次回委員会

12月上中旬（今後調整）午前10時から 場所、内水面漁場管理委員会委員室
議題（案）

- ・第五種共同漁業権に係る令和5年度目標増殖量の事前協議について
など

○浅尾会長

以上で本日の議案審議は終了いたしました。これをもちまして、委員会を閉会いたします。ありがとうございました。